

国民健康保険税 納税・決定通知書の見方



はじめに

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主自身が国民健康保険に加入していない場合でも、同じ世帯に国民健康保険に加入している人がいると、世帯主に課税します。

〇封筒の中に入っているもの

納税・決定通知書



納付書

※納付書が入っていない方
・口座振替を登録している方
・特別徴収（年金からの天引き）の方
・税額の変更により還付等になる方 など

〇納税・決定通知書のポイント

令和〇年度 国民健康保険税 納税・決定通知書

※ 次の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。
なお、4ページに記載の差引納付税額がマイナスの場合には、その金額を還付します。ただし、未納の税等がある場合には、返還予定税額から充当しますので、ご了承ください。
※ 同封の納付書は、各金融機関およびコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでご使用いただけます。
詳しい納付場所は、7ページをご覧ください。

739-8601
広島県東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様

①納税義務者（世帯主）宛にお送りしています。※

コード 00000000 通知書番号 00000000

1 ページ (表紙)

②国保年金課へのお問い合わせの際には、「コード」をお伝えいただくとスムーズです。

東広島市長 ○○ ○○

前回決定税額 ***** 円
今回決定税額 00000000 円



※国民健康保険に関する全ての通知（医療費・国保税の納付済額通知など）は世帯主宛にお送りします。

2・3 ページ

国民健康保険被保険者の課税標準額及び賦課状況の内訳

課税標準額 世帯合計	基礎・支援分	2,140,000 円
	介護分	2,140,000 円
軽減判定所得金額		3,000,000 円

③国民健康保険に加入している世帯員が記載されています。

被保険者の氏名	生年月日	区分	基準	賦課される月	月数	総所得金額等	課税標準額
東広島 太郎	昭和52年4月1日	基礎・支援分	◎	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	12 ヶ月	2,140,000 円	2,140,000 円
東広島 花子	昭和57年10月1日	基礎・支援分	◎	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	12 ヶ月	2,140,000 円	2,140,000 円
東広島 平男	平成20年4月1日	基礎・支援分	◎	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	7 ヶ月	2,140,000 円	2,140,000 円
東広島 令子	令和3年4月1日	基礎・支援分	◎	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	12 ヶ月	2,140,000 円	2,140,000 円

④○、▼印は国保税が賦課される加入月を示しています。

⑤空欄になっている場合、加入者の中に所得が未申告の方がいます。

※ 課税標準額の世帯合計は、基準欄に◎印のある人の所得の合計額です。

令和〇年度 国民健康保険税の納期及び期別納付額は次の通りです。

納付年月／普通徴収の納期 (普通徴収の納期限)	決定(変更)前(円)		決定(変更)後(円)		納付済額(円)		差引納付税額(円)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
R00 7月 第1期 (令和〇年7月〇日)	10,000	*****	10,000	*****	10,000	*****	0	*****
R00 8月 第2期 (令和〇年8月〇日)	10,000	*****	10,000	*****	10,000	*****	0	*****
R00 9月 第3期 (令和〇年9月〇日)	10,000	*****	15,000	*****	0	*****	15,000	*****
R00 10月 第4期 (令和〇年10月〇日)	10,000	*****	15,000	*****	0	*****		
R00 11月 第5期 (令和〇年11月〇日)	10,000	*****	15,000	*****				
R00 12月 第1期 (令和〇年12月〇日)	10,000	*****	15,000	*****	0	*****		
R00 1月 第1期 (令和〇年1月〇日)	10,000	*****	15,000	*****	0	*****		
合 計	80,000	*****	110,000	*****	20,000	*****	90,000	*****

⑥決定前・後の税額が
記載されています。

⑦普通徴収は納付書・口座振替で納付する税額、
特別徴収は年金から天引きとなる税額です。
特別徴収の対象となる年金は、右下に記載され
ます。

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。 ※特別徴収は右記の年金から天引きされます。
※納付済額・差引納付税額は、この通知書の作成日時点で把握できたものが記載されています。
行き違いとなった場合は、ご了承ください。

特別徴収義務者 *****
特別徴収対象年金 *****

⑧課税標準額は、「総所得金額等 - 基礎控除(43万円)の合計額」です。
詳細は、通知書5ページを開いた左側のページ上段の説明をご覧ください。

区分	課税標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦	算出合計額 A=③+⑥+⑦
一 基 礎 分	1,940,000	7.71%	149,574	33,195	4	132,780	21,294	303,648
後期高齢者支援金等分	1,940,000	2.89%	56,066	12,211	4	48,844	7,841	112,751
介護納付金分	1,940,000	2.35%	45,500	11,006	2	22,012	5,814	75,396
一 基 礎 分	2,330,000	7.71%	180,000	33,195	4	132,780	21,294	333,717
後期高齢者支援金等分	2,330,000	2.89%	67,537	12,211	4	48,844	7,841	124,022
介護納付金分	2,330,000	2.35%	54,755	11,006	2	22,012	5,814	84,561

⑩世帯員によって加入月数が異なっている場合は、
ここで調整されています。

区分	軽減	軽減額 ③	限度超過額 ④	月割増減額 ⑤	減 免 額 ⑥	年間保険税額 (A-③-④+⑤-⑥)	決定(変更)前合計額 (A-③-④+⑤-⑥)
一 基 礎 分	未就学 2割	57,371	0	0	0	246,200	407,200
後期高齢者支援金等分		21,107	0	0	0	91,600	496,800
介護納付金分		5,962	0	0	0	69,400	
一 基 礎 分	未就学	33,195	0	0	0	300,500	
後期高齢者支援金等分		12,211	0	0	0	111,800	
介護納付金分		0	0	0	0	84,500	

⑨軽減制度が適用されている場合は、軽減割合等と軽減額が記載されます。
詳細は、通知書5ページを開いた左側のページ下段の説明をご覧ください。

⑪決定前・後の税額が
記載されています。

変更理由等

令和〇年〇月〇日 社保離脱 東広島 太郎
令和〇年〇月〇日 介護2号適用開始 東広島 花子

⑫税額が変更となった理由、該当者等が記載されます。

40歳になったことにより「介護納付金分※」が課税される場合や、所得額
が変更となった場合など、ご自身で手続きを行ってなくても税額が変更と
なることもあります。詳細は国保年金課へお問い合わせください。

※介護保険制度については市ホームページに
詳しく掲載しておりますのでご確認ください。



【お問い合わせ先】

国保年金課 国保係

TEL : (082) 420-0933

FAX : (082) 422-0334

市ホームページにも、国民健康保険制度やお手続き
について掲載しております。あわせてご確認ください。

こちらからページに
アクセスできます。→

